

第1 監査の請求

1 請求人

住所 備前市
氏名 (省略)

2 請求年月日

令和3年3月1日

3 請求の内容

請求人提出の備前市職員措置請求書による請求要旨、請求理由及び措置要求は次のとおりである。

請求の要旨

令和2年4月24日提出の備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）におけるアスベスト除去のための追加工事の支出について違法なので、備前市長田原隆雄について違法な支出金4618万9000円を備前市に対して返還請求すべきことを監査委員に請求する。

請求の理由

1 当事者

請求者は備前市の住民である。

田原隆雄備前市市長は、日生町長時代にスキャンダル報道をされ、名誉毀損訴訟をおこすも敗訴している（添付資料1 岡山地方裁判所平成13年）。

2 旧庁舎解体工事において、当時の旧庁舎にアスベストが使われていることは社会常識であったうえで入札をし、落札している建築業者について、追加工事費用を認めたのは、市長の違法な行為である。

2割程度の工事費増加であっても通常は8割程度で落札すれば赤字受注にならないものであり（なお、備前市の公共工事が周辺自治体の公共工事より坪単価が高い疑惑がすでに存在する）、本件のように、92.8パーセントで落札したうえで追加工事を行う場合には、当該追加工事に係る費用について、本来請負人に負担させるべきであった。

アスベストに関する調査を事前にしなかったことについても市長に責任があるものである。

3 よって、市長による備前市への損害賠償を求め、地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求する。

以上

(以上、原文のまま記載)

4 事実証明書

- ア 令和2年1月備前市議会臨時会 議案第1号「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約締結について」
- イ 令和2年4月備前市議会臨時会 議案第39号「備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約の変更について」

5 請求の要件審査

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の要件を満たしているものと認め、受理することとした。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容、陳述及び提出された資料等を総合的に判断して、次の点を監査の対象とした。本件請求にかかる市の財務会計上の行為は、備前市新庁舎建設に伴うⅡ期解体及び付属施設整備工事の請負契約及びその変更請負契約である。

2 監査対象部局

総務部施設建設・再編課

3 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して、令和3年3月18日に新たな証拠の提出及び陳述の機会を与えた。その際、同条第8項の規定に基づき、総務部施設建設・再編課（以下「施設建設・再編課」という。）の職員が立会った。

請求人から提出された新たな証拠書類

- ア 令和2年1月備前市議会第1回臨時会会議録（令和2年1月17日）
- イ 備前市議会総務産業委員会報告書・記録（令和2年1月17日）
- ウ 備前市議会総務産業委員会報告書・記録・添付資料（令和2年3月16日）
 - ・旧庁舎解体工事のアスベスト対応について
- エ 備前市議会総務産業委員会報告書・記録・添付資料（令和2年4月16日）
 - ・旧庁舎解体工事に伴う石綿除去工事の追加施工について
 - ・備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事 工事費内訳
 - ・石綿対策の推移について（別紙1）
 - ・石綿含有材のレベル分類
 - ・旧庁舎解体工事において石綿が新たに発見されることとなった経緯について（別紙2）

(イ) 石綿含有仕上塗材について

本件請求となっている旧庁舎解体工事において、解体工事着手後に新たに発見された石綿の主なものは法令等の規制の対象ではない石綿含有仕上塗材である。

石綿含有仕上塗材については、それが施工された建築物の解体等における具体的なガイドラインやマニュアル等が整備されていなかったが、平成28年の「建築物の改修・解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止処理技術指針」（平成28年4月28日、国立研究開発法人建築研究所、日本建築仕上材工業会共同発行）で、建築物等の解体等を伴う建設工事の受注者は、あらかじめ当該建築物に使用されている仕上塗材の石綿の有無を、設計図、設計書、仕様書等設計図書または分析により調査しなければならないとされた。

また、平成29年の「石綿含有仕上塗材の除去等作業における石綿飛散防止対策について」（平成29年5月30日付環水大大発第1705301号。環境省水・大気環境局大気環境課長通知。以下「石綿飛散防止対策課長通知」という。）では、石綿含有仕上塗材について、吹付け工法により施工されたことが明らかな場合には法令等の手順により施工することが必要であること、吹付け工法により施工されたかどうか明らかでない場合は法令等の手順を遵守することが望ましいとされていること、吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合は、法令等の届出は不要であるが、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましいとされている。

なお、令和2年に大防法及び石綿則等の石綿関連法令の改正が行われたことにより、令和3年4月から、石綿含有仕上塗材も規制の対象に追加されている。

(ウ) 法令等における解体前の手順等について

大防法では、建築物等の解体等を伴う建設工事の発注者は、受注者が行わなければならない解体等工事が特定工事（石綿等の粉じんが発生等する工事）に該当するか否かの調査に要する費用を適正に負担することと、この調査への協力が定められている。

石綿則では、建築物等の解体等作業を行う工事の発注者は、当該工事の請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における石綿等の使用状況等を通知するよう努めなければならないとされている。

「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル[2.20版]（平成30年3月、厚生労働省発行）では、発注者からの石綿等の使用状況の通知として、建築物等の解体等の作業又は石綿等の封じ込め若しくは囲い込みの作業を行う仕事の発注者（石綿則第8条に規定する発注者をいう。）は、同条に基づき、設計図書、過去の調査記録等石綿等の使用状況等に係る情報を有する場合には、当該仕事の請負人に対して、これを通知することとされている。

(エ) 本件工事契約書の規定

備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事請負契約書は、市及び請負者は、契約書に基づき、設計図書に従い、日本国の法令を遵守し契約を履行しなければならないこと及び、発注者は、設計図書に脱漏があるなどの場合で、必要がある場合は、請負金額を変更しなければならないことと定めている。

(2) 本件石綿に関する経緯

本件について、石綿に関する経緯は次のとおりである。

平成29年2月3日 市は、設計共同企業体と、新庁舎建設に関する基本設計及び既存建物解体に関する実施設計を行うことを業務内容とする備前市庁舎建設基本設計業務について、3996万円で委託契約を締結した。

その際、市は、設計共同企業体に対し、旧庁舎（昭和32年建ての旧館と昭和49年建ての新館）建築時や、平成元年度から2年度にかけての庁舎改修をはじめとするこれまでに実施した庁舎改修等で現存する設計図書等を資料として渡し、口頭で、各資料の内容を確認のうえ、適切に設計に反映させるように指示をしたとしている。

平成29年9月28日 設計共同企業体は、新庁舎建設に関する基本設計及び既存建物解体に関する実施設計を完了した。設計図書には、資料及び目視調査により石綿が含有されていることが判明した建材等についてはその旨を示している。なお、設計段階においては、建材等の試料採取及びその分析調査を実施していない。

令和元年12月4日 市は、この建物解体に関する実施設計に係る設計図書等を提示し、事後審査型条件付一般競争入札方式により入札会を実施し、その結果により解体等施工業者を決定した。

令和元年12月11日 市は、解体等施工業者と、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事について、2億2880万円で工事請負に係る仮契約を締結した。

令和2年1月17日 令和2年1月備前市議会第1回臨時会において、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び付属施設整備）工事の請負契約締結について議会の議決が得られ、本契約締結となった。

令和2年1月30日 設計共同企業体は、解体等施工業者に対し、工事打合会で、石綿調査を行い、報告をするように指示をした。

- 令和2年2月17日 市は、設計共同企業体と、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事監理業務について、495万円で委託契約を締結した。
- 令和2年2月20日 市は、監理者である設計共同企業体に対し、工事打合会で、塗材全般について石綿調査を行うように指示をした。
監理者は、旧館1階ロビーの壁の試料採取及び分析試験を行うこととした。
- 令和2年2月27日 監理者は、石綿の調査のため、調査業者に旧館1階ロビーの壁から仕上塗材の試料採取を行わせた。
- 令和2年3月6日 市は、監理者から、旧館1階ロビーの壁から石綿は検出されなかったとの連絡を受け、予定どおり解体工事を進めることとした。
- 令和2年3月不詳 解体工事着手中に、旧庁舎内の処分備品搬出のため新館2階の壁を一部撤去した際、吹付タイルの施工が、平成元年度から2年度にかけて実施した庁舎改修の設計仕様と異なる可能性があることが発見されたため、市は、念のため、旧館1階ロビー以外の追加調査を実施するよう指示をした。
- 令和2年3月9日 監理者は、調査業者に、新館2階廊下の柱、梁及び壁から仕上塗材の試料採取を行わせた。
- 令和2年3月11日 監理者は、調査業者に、新館1階及び3階の壁、新館1階及び2階の梁型、新館階段室の壁及び段裏から仕上塗材の試料採取を行わせた。
- 令和2年3月13日 市は、監理者から、新館2階廊下の仕上塗材の下地調整材で石綿が検出された旨の報告を受けた。
- 令和2年3月18日 監理者は、調査業者に、旧館階段室の壁から仕上塗材の試料採取を行わせた。
市は、監理者から、3月11日に試料採取した箇所すべてから、石綿が検出された旨の報告を受けた。
- 令和2年3月23日 市は、調査結果を受け、和気労働基準監督署及び岡山県備前県民局へ経過を報告し、今後の対応について協議を行った。
監理者は、調査業者に、旧館3階及び新館3階の空調ダクトパッキンから試料採取を行わせた。
市は、監理者から、旧館階段室の壁には石綿が含有されていないとの報告を受けた。
- 令和2年3月25日 市は、監理者から、旧館3階及び新館3階の空調ダクトパッキンには石綿が含有されていないとの報告を受けた。

- 市は、監理者から、石綿が使用されている天井材の施工が、設計図書と異なることの報告を受けた。
- 令和2年3月27日 市は、解体等施工業者から、大防法に基づく石綿使用の有無に関する事前調査結果を受け取った。
- 令和2年3月31日 今回新たに発見された石綿含有仕上塗材については、本請求の対象工事時点において法令等で適正措置を規定されているものではなかったことから、市は、石綿飛散防止対策課長通知で、吹付け以外の工法（ローラー塗り等）で施工されたことが明らかな場合は、適切な飛散防止措置が講じられることが望ましいとされているので、今回新たに発見された石綿含有仕上塗材については、石綿飛散防止対策課長通知に基づき適切な飛散防止措置を取ることにした。市は、石綿含有仕上塗料の除去工法等を確定させるため、和気労働基準監督署へ経過を報告し、協議を行った。
- 令和2年4月2日 市は、監理者から、旧館3階及び新館3階の空調ダクトパッキンには石綿が含有されていないとの報告書を受け取った。これも含め、石綿含有仕上塗料の除去工法等を確定させるため、市は、岡山県備前県民局へ経過を報告し、協議を行った。
- 令和2年4月6日 市は、これまでの石綿調査結果をまとめた報告書を受け取った。
- 令和2年4月9日 市は、監理者及び解体等施工業者と、解体前の石綿の事前調査により新たに発見された石綿含有仕上塗材（除去面積1073㎡）及び石綿含有成形材（除去量87㎡）の除去工事について設計変更の協議を行った。
- 令和2年4月13日 市は、上記協議内容を盛り込んだ変更設計書を作成した。
- 令和2年4月15日 市は、解体等施工業者と、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事について、4618万9000円増額の2億7498万9000円で工事請負に係る変更仮契約を締結した。
- 令和2年4月24日 令和2年4月備前市議会第3回臨時会において、備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事の請負契約の変更について、議会の議決が得られ、本契約締結となった。
- 令和2年5月8日 市は、上記工事請負変更に伴い工事期間が延長となったことから、設計共同企業体と、工事監理業務について37万4000円増額の532万4000円で変更契約を締結した。
- 令和2年6月2日 石綿の除去工事が完了した。
- 令和2年11月26日 備前市新庁舎建設（Ⅱ期解体及び附属施設整備）工事が完了した。

2 監査委員の判断

以上、事実確認ができた事項を基に、請求人の主張する要旨について判断を行う。

(1) 石綿除去費用を解体等施工業者に負担させるべきとの主張について

市と解体等施工業者は、解体工事発注時の設計図書に基づき契約を締結しており、市が、その設計図書に記載がなく解体工事発注後に発見された石綿の除去費用を、市の負担とすることと判断し、変更契約を締結したことは、関係書類の調査及び関係人からの事情聴取の結果、適正であったと認められる。

(2) 市が解体工事の発注前に石綿に関する調査等を行っていないことは市長の責任であるとの主張について

本件解体工事設計にあたり、市は、設計共同企業体に対し、旧庁舎に関する市が保管している設計図書等を通知し、石綿の適切な処理を指示した。そして、設計共同企業体は、市から貸与された旧庁舎に関する資料及び目視調査等を基に石綿含有建材及び使用箇所を特定し、解体工事の対象として設計図書に記載していることから、法令等に規定されている解体工事等の発注者の責務を果たしている。

また、解体工事着手後に発見された石綿含有仕上塗材については、当時の法令等で適正措置が明確に規定されているものではなかったため、解体工事発注前の段階で解体工事の設計等から漏れていたことについて、市に法令等に違反する事実があるとは認められない。

したがって、解体工事発注前に市が行わなければならない石綿に関する必要な調査等については、関係書類の調査及び関係人からの事情聴取の結果、適正に執行されていたと認められる。

請求人は、市が、石綿の有無を事前に調査していないことと、石綿の存在を知ったうえで受注した解体等施工業者に対し負担を求めなかったことが原因で、不当な変更契約を締結することにより、追加の公金が支出されたと主張しているが、これまで述べてきたことから、現時点において、市の設計及び解体工事に係る判断が妥当であることにより、違法若しくは不当とは認められず、請求人の主張に理由があるとは認められない。

第4 結論

以上のことから、監査委員の合議により、本件請求にかかる請求人の主張には理由がなく、よってこれを棄却する。